

24食産第930号
平成24年6月7日

各都道府県担当部長 殿

農林水産省食料産業局総務課長
農林水産省食料産業局輸出促進グループ長

ブルネイ向けに輸出される食品に関する証明書の発行について

東日本大震災に伴い、諸外国からは、日本産の農林水産物・食品に対する輸入規制措置が講じられ、産地の証明や放射性物質に関する検査証明などが求められております。

このような中で、「海外向けに輸出される農林水産物及び食品等に関する証明書の発行について」（平成23年4月21日付23国際第83号農林水産省大臣官房総括審議官（国際）通知）により、証明書発行の協力をお願いしているところで

今般、ブルネイについて、輸出証明書の取り扱いが下記のとおりとなりましたので、御対応いただきますようよろしくお願いいたします。

記

ブルネイ政府は、日本から輸出される食品について、日本の政府機関が発行する放射性物質証明書の提出を求めており、今般、同証明書の発行についてブルネイとの間で協議が整ったことから、別紙のとおり証明書の発行条件及び手続を定めましたのでお知らせいたします。

なお、水産物については、水産庁において証明書を発行しております。

(参考) 輸入規制の概要

対 象	規 制 措 置
8都県(福島、東京、埼玉、栃木、群馬、茨城、千葉、神奈川)で生産・加工した食品	輸入停止
8都県以外で生産・加工した食品	放射性セシウム 134 及び 137 について CODEX 基準 ^(注) に適合することの証明を要求

(注) 放射性セシウム ($^{134}\text{Cs} + ^{137}\text{Cs}$) : 1,000 Bq/kg

(別紙)

ブルネイ向けの証明書の発行条件及び発行手続きについて

第1 証明書発行の対象品目

我が国からブルネイへ輸出される福島、東京、埼玉、栃木、群馬、茨城、千葉及び神奈川以外で生産・加工された全ての食品

第2 証明書の発行要件

ブルネイ向けに輸出される食品について、ブルネイの求める放射性物質基準^(注)に適合していること

第3 証明書の申請手続き

- 1 証明書の発行を申請する者は、以下の(1)から(4)に掲げる書類を都道府県における農林水産物・食品の輸出を担当する部の長(以下、「担当部長」という。)宛に提出する。
 - (1) ブルネイ向けに輸出される食品等に関する証明申請書(別記様式1)
 - (2) DECLARATION FOR FOOD IMPORTATION INTO BRUNEI DARUSSALAM(別記様式2)
 - (3) ブルネイ向けに輸出される食品について、ブルネイの求める放射性物質基準^(注)に適合することが確認できる書類
 - (4) 上記(3)以外の別記様式2に係る証明内容につき確認できる書類
- 2 担当部長は、1の内容を確認の上、別記様式2により、証明書を発給する。

第4 申請先

担当部長

第5 特別な場合における国による証明書の発行

- 1 以下のような特別の場合にあつては、国(地方農政局を含む。)は証明書を発行することができる。
 - (1) 申請する対象品目が水産物である場合
 - (2) 被災により証明書の発給が事務的に困難となっている県への申請者である場合
 - (3) その他の国の関与が必要と認められる場合
- 2 1の(3)の「その他国の関与が必要と認められる場合」については、都道府県が国(地方農政局を含む。)と協議して決定するものとする。

第6 その他

諸外国の要求する証明書について疑義のある事項が生じた場合には、農林水産省食料産業局輸出促進グループと協議するものとする。

(注) ブルネイはCODEX基準(放射性セシウム($^{134}\text{Cs}+^{137}\text{Cs}$): 1,000 Bq/kg)を採用。

(別記様式1)

ブルネイ向けに輸出される食品等に関する証明申請書

年 月 日

都道府県担当部長 殿

申請者 住所

氏名

印

私は、標記について、裏付け証明をお願いしたく、別添のとおり、関係書類を添付して申請します。

なお、上記裏付け証明については、法令に基づく措置ではないことにつき了解しており、当該裏付け証明を行ったことに基づき、貴自治体及び証明者に対し何らかの請求を行う権利を有しないことを確認します。

(別記様式 2)

DECLARATION FOR FOOD IMPORTATION INTO BRUNEI DARUSSALAM

Consignment/Invoice No: (“).....Declaration No:.....

.....
.....(competent authority)

DECLARES that the
..... (name of products)

of this consignment composed of:.....
.....
..... (description of consignment, product, number and type of packages, gross or net weight)

embarked at (embarkation place)

on (date of embarkation)

by(identification of transporter)

going to..... (place and country of destination)

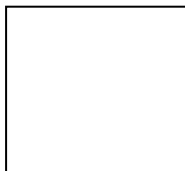
is exported by

..... (name and address of exporter)

manufactured at

..... (address of manufacturing factory)

- has been sampled on (date), subjected to laboratory analysis on
..... (date) (laboratory reference)
in the (name of laboratory) to determine the level of the
radionuclides (bq/kg), caesium-134 and caesium-137. The analytical / laboratory report is
herewith attached.



(Stamp of competent authority)

Date of issue: _____

Signature: _____

Name of authorised officer at competent authority:

Designation: _____

(“)Container No/BL No/Airway Bill No etc